

会 議 録

内容承認	公開・非 公開の別	<開催日>平成30年5月24日(木)	<傍聴人数> 0名
的場委員長		<時 間>13:30~15:20	<傍聴室>
承認	公開	<場 所>新館4階 第1委員会室	新館4階 第1委員会室

<名称> 第3回岸和田市自治基本条例推進委員会（第4期）

<出席者>

自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席

的 場	江 藤	岸 田	松 山	吉 田	宮 路	池 内	沖 藤	植 山	西 田	野 路	神 谷	稲 富
○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○

永野市長（※公務のため途中退席。）

事務局 企画調整部：藤浪部長 企画課：上東課長、中井担当長、前田担当員

<議題>

- ・開会
- ・第3期推進委員会建議内容に対する各課の取組状況について
- ・条例改正の検証
- ・その他
- ・閉会

【会議内容】

- 第3期推進委員会建議内容に対する各課の取組状況について  
事務局から、資料1-1及び資料1-2に基づき説明。

●主な質疑や意見

≪第14条～第16条関係≫

<委員>

「市民活動支援」として7つの取組を行っているとのことですが、今年度それらの取組を管轄している部署はどこか教えていただきたい。また、複数の部署が合同で取り組んでいる場合は責任主体になる部署を教えていただきたい。

<事務局>

協働推進を担っている部署は、自治振興課であり、資料にある7つの取組についても、自治振興課が主体となって取り組んでいる。

<委員>

自治基本条例は、さまざまな形で市民が意見を述べながら、「よい岸和田市」、「住みやすい岸和田市」など、「ずっと住んでいてよかった」と思える市をみんなで作ろうという、ひとつの大きな柱である。まちづくりをしていくためには、市民は行政と協力していかなければならない。

そのような意識を市民が持つことも必要だが、市も市民に対する啓発や啓蒙を行っていく必要がある。そういったときに、どの部署がどんなことを行っているのかがわかるように毎年提示していくことが、市民にとっては非常に有意義だと思う。

#### 《第 19 条関係》

##### ＜委員＞

警察署長や法務局支局長、土木事務所地域防災監などが、なぜ夜間や休日に開催される審議会への出席が難しいのかを教えてください。

##### ＜事務局＞

公的機関については、勤務時間内での対応が求められるため、勤務時間外である夜間や休日に出席を依頼するのは難しい。

また、昨今の働き方改革等により、ワーク・ライフ・バランスの保持が求められる中で、業務に従事する時間の範囲を限定するような動きがあることも理由のひとつである。

##### ＜委員＞

誰を主体として考えていくのかが大事である。公的機関のことだけを見るのではなく、市民委員の視点も大切にしてほしい。

結果として、平日の日中でも夜間でも、休日の開催となってもかまわないと思う。1 回目の会議の際に、今後会議に参加するにあたって、各々の都合がいいのはいつなのかを確認して決めるという方法を探ってもいいと思う。

##### ＜委員＞

審議会等については、委員がもう少し出席しやすい時間を考える必要があるように思う。今すぐ変えずとも、もう少し柔軟な方法を模索してもいいのではないか。

##### ＜委員＞

小中学校の校長先生は、放課後に子ども食堂に様子を見に来てくれている。また、警察は 24 時間対応の機関である。公的機関の職員について、夜間や休日でも参加をしようと思えば参加できるはずである。

##### ＜事務局＞

行政庁や公的機関について、審議会はそれぞれの立場で職務として参加をしていただくものであり、公的機関等はそれぞれの職員を職務として審議会に派遣することになる。夜間や休日は、超過勤務対応とならざるを得ず、調整がつきづらいということが、事実としてある。

本委員会については、本市の自治基本条例についての審議会なので、本市職員については夜間や休日を問わず参加させていただきたいと考えているが、他の公共機関等については職務として依頼をしているため、本来の勤務時間外での開催ということに関しては調整がついていない状態である。そのあたりはご理解いただきたい。

<委員長>

働き方改革の話が出たが、働き方改革というのは、平日の決められた時間だけ働くようにするものではない。例えば、休日に出勤したのであればその分を振替休暇で対応するなど、フレキシブルな働き方をすることが本当の働き方改革なので、そういった工夫を行っていく必要があると思う。

夜間や休日の開催が難しいというのはよくわかるが、それでも夜間や休日に開催する必要があるからこういった議論が出てくる。それをどうやって突破していくかをこういった場で考える必要がある。

他の機関も関わってくるので、岸和田市行政だけの問題ではないとも思うが、難しい状況の中、市としてどういう思いで考えていくのかということも議論できればと思う。

≪第21条関係≫

<委員長>

市民意識調査について、「現在も質問項目が多く、ご指摘いただいているところですので、追加は難しい状況です」とのことであるが、自治基本条例というのは岸和田市の重要課題であり、市の憲法である。それにも関わらず、その自治基本条例についての質問が追加できなくて、他の質問項目は入れられるということに違和感がある。

<事務局>

今回ご報告している調査内容については、「広報の認知度」に関するアンケート項目の追加に対する調査なので、自治基本条例の認知度に対する調査ではない。

<委員長>

広報というのは、自治基本条例に関する広報活動を指しているのではないのか。

<事務局>

自治基本条例に関する広報活動のことではなく、広報紙（広報きしわだ）を指している。

<委員長>

それについては理解した。

しかしながら、何に関しても、今あるフレームワークや決まりの中だけで物事を考えてしまうと、どうしても前に進まないのので、それらをどのようにして少しでも前に進めていくことができるかを考えるのが、こういった審議会等の場だと思う。今後もそういった視点を大切に考えていければと思う。

●条例改正の検証 資料2～5

事務局から、下記2点について資料に基づき説明。

・危機管理事象発生時の市の対応

・他自治体における危機管理に関する条文化の有無とその背景

●主な質疑や意見

<委員>

現在、岸和田市の危機事象に関する対応については、対応方針があるので、条例が改正されようとされまいと、大きな違いは現れず、対応できる体制にあるのだろうと思う。

前回の議論では、岸和田市で災害で亡くなられた方がおり、まちづくりのための条例である自治基本条例に、危機管理に関することが明文化されていないのではないかとということで議論された。明文化については、市民の選択ではないかと思う。危機管理に関しては自治基本条例の前文に包含されており、別途対応方針がしっかりしているのであればそれで十分だと考えるのか、自治基本条例の本則に危機管理について、どこにどのような責務や義務があるのかがわかるように謳うべきと考えるのかは、市民の選択に懸かっているのではないか。

<委員>

防災福祉コミュニティなど、危機管理課は危機管理事象への対応に力を入れていると思う。地域ごとに組織をつくり、補助金で備蓄物資等を買そろえているが、災害時、実際に機能する組織かということ、そうではないと感じる。

災害ボランティアの訓練は、地域でも役立つものだが、実際に災害が起きたときにそれぞれの地域での受入態勢が整っていないように思う。そういったところが、危機管理課により統率されており、それぞれの地域が機能する組織であれば安心できるが、今の状況を見ているとそうではないと思う。

また、資料3にて、危機管理と環境保全、少子高齢化対策が並列して書かれているが、危機管理は他の課題とは少し違うように思う。

<事務局>

災害時に行政ができることには限界があり、地域防災計画では、自助・共助・公助という、それぞれがそれぞれの役割を担い、みんなで助け合うということが示されていると考える。

<委員長>

環境問題や少子高齢化問題と同じととらえず、危機管理を特別なものとしてとらえるべきか否かについても、市民の選択だと思う。規定の仕方に良し悪しはないと思うので、危機管理事象への対応方針に基づいて、実際にそれが機能するようにしていくことが大切である。

<委員>

危機管理に関しての定め方については、現在「自治基本条例の前文と対応方針」という形になっているものを、「自治基本条例の本則の条文と対応方針」とするのか、災害対策条例のような個別の条例を立てて「個別条例と対応方針」にするのか、自治基本条例の前文に危機管理事象に関するもっと具体的な文言を謳って「自治基本条例の具体的な前文と対応方針」とするのかというようなことが考えられるが、どの定め方になっても、現実の対応方針自体にはさほどの影響は

ないと思う。しかし、どの定め方が市民にとってわかりやすいかという意味で、規定の形式については市民の選択だと考えている。

#### <委員>

善通寺市は条例上で、「地域共同体（コミュニティ）」というわかりやすい言葉を使って説明しており、またその地域共同体が取り組む活動として、地域安全に関する活動を挙げており、他の自治体の条文よりもよい表現をしていると思う。

本市の自治基本条例では、第14条（コミュニティ活動）に「市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため」という規定があり、「安心して」という表現に防災活動や地域安全活動が含まれているとは思いますが、善通寺市と比較すると具体性に欠けるように思う。

#### <副委員長>

細かく定める場合、自治基本条例の他の部分とのバランスが失することや、どこに規定するかなど、条例全体に影響が及ぶことも想定され、また、前文でも十分に包含されていると考えられることから、第3期推進委員会では、具体的な規定を行うという結論には至らなかった。

それでもやはり具体的に規定すべきかどうかというところは、市民の選択だと思う。具体的な文言で規定したからといって、法的な活動が変わるわけではないが、前期の建議も踏まえ、みなさんがどう考えるかを知りたい。

#### <委員>

今期と前期が違うのは、昨年到大沢地区で台風21号による災害で亡くなった方がいるということだと思う。

昨年の台風被害については、自治基本条例に具体的な規定や個別の条例がなかったから起きたとか対応が遅れたとかいうものなのかどうか。今ある対応方針や取組だけで十分だと我々の中で共通の認識があれば、無理に具体的な規定をする必要はないと思う。しかし、そうではないのであれば具体的な規定を検討する必要があると思う。

どちらがいいかは悩むが、前期の建議のように、具体的な規定はしないということでもいいと思う。

#### <委員長>

前期もさまざまな議論があり、最終的には、個々がそれぞれに思いを持って災害等が起こったときにどうすべきかをわかっていれば問題はないのではないかということで、自治基本条例上に具体的な規定は置かないという結論に至った。

昨年、不幸なことが起こってしまったことを踏まえて、象徴として規定を置くという手段があってもいい。それもやはり、市民の選択に委ねるものだと思う。

#### <委員>

現行の自治基本条例の形を大きく崩すことなくということであれば、例えば、第5章（コミュ

ニティ活動)のところを、「コミュニティ及び防災活動」にする程度でいいのではないかと思うが、そうするとコミュニティ活動と防災活動が同格になってしまい、差し障りがあるように感じる。コミュニティ活動にはいろんなことがある中で、特に防災活動を重要視するという意図が出てくることについて、市民がどう受け止めるかということが難しい。

<委員長>

今後も、危機管理に関する規定について検討を行う。事務局でも検討してほしい。

●その他の条項の検証について

対象となる条文が、第22条(個人情報の保護)から第25条(組織)、第27条(財政)から第33条(条例の見直し)までである旨を事務局より説明。

<委員長>

事務局から提案はあるか。

<事務局>

条文上、「しなければならない」という義務規定になっているものについて、事務局の方で整理してご提示したい。

<委員長>

各条文に関連して、社会情勢で大きく変わったことなどは特にないか。

<事務局>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の創設に伴い、個人情報の管理については社会情勢として変わったところだと思うが、マイナンバー法に関しては、個人番号及び特定個人情報の取扱いについて定めており、すべての個人情報管理を網羅したものではないので、通常の個人情報であれば、個人情報保護法や個人情報保護条例に基づいて運用している。

<委員>

私は民生委員をしているが、避難行動要支援者支援制度に基づき、災害時に支援・援助が必要な人(避難行動要支援者)の名簿をもらっている。名簿の提供に同意をした人だけが名簿には記されているが、あまり多くない。

心配なことは、現在、私の地区で名簿に記されているのは5名程度だが、名簿に記載されていない避難行動要支援者がどれくらいいるのかということと、実際に災害が起きたとき、地域住民として共助の理念の下で助け合うとなった際に誰を安否確認すればいいのかわからないということである。

「名簿の提供に同意した人」と「避難行動要支援者すべて」との差がどれくらいなのか、名簿の対象者である避難行動要支援者であって、名簿の提供に同意する人と同意しない人がどれくら

いの割合なのかを知りたい。

<事務局>

次回までに調査して報告する。

- 住民投票条例における投票資格者名簿の作成について  
事務局から資料6に基づき説明。

- 主な質疑や意見

<委員>

課題への対応方法として、「本市に〇年」と規定を変更することに賛成する。特別永住者と永住者を除いた定住外国人の投票資格の有無を調べるための事務量や時間、人件費を考えたときに、費用対効果は一体どれほどのものなのか。規定の変更により、行政事務のスリム化が図れるのではないかと。

<委員>

規定の変更はいいことだと思う。

本市在住期間について、適切な期間を考えることは難しいが、もともとの「日本に3年」という、その3年という期間はどのように決められたのか。岸和田市に3年住んでいれば、市の状況もだいたいはわかると思う。

たとえば、「本市に3年」としたとき、引き続いて3年を超えて住む必要があるのか、途中で他市へ転出したり国外へ出国したりしたときにその前後で合わせて3年を超えて本市で暮らしていればいいのか、どちらになるのか。

<事務局>

「本市に3年」としたとき、引き続き3年を超えて本市に住む必要がある。「日本に3年」の場合であっても、日本に引き続いて3年を超えて在住している必要があり、3年以内に出国している場合は、投票資格はない。

<委員長>

事務局が提案されているように、規定を変更すること自体はみなさん賛成のようだが、この場で期間についてまで結論を求めるか。

<事務局>

具体的な期間の結論までは求めないが、参考にご意見をいただければと思う。

<委員>

「本市に〇年」ということには賛成だが、「日本に〇年」というような規定の方が理想的だと

思う。海外から日本企業に就職し、転勤によって全国各地を転々としている場合、何年も日本にいるのにどこに行っても住民投票の投票資格が与えられないとか、A市に住んでいたけれども岸和田市が魅力的だから岸和田市に移り住んだというようなときにも資格が与えられないなどの不利益になる部分があるのではないか。

しかしながら、現行の住民投票条例の規定に基づく事務の大変さを考慮すると、やはり本市における在住期間を要件とすることの方がいいと思う。その代わりに、岸和田市での在住期間はあまり長くせずともいいのではないか。長くしすぎると、外国人の方の意思表示ができる機会を奪ってしまう。

#### <委員>

日本国籍を持つ人は、住民投票前日に本市に転入してきた人にも投票資格はあるか。

#### <事務局>

日本人の場合は、本市に引き続いて3ヶ月以上住んでいる必要があり、住民投票条例上に規定を置いている。

#### <委員>

日本が好きで日本に来て他市に住んでいたけれども、岸和田に魅力を感じて岸和田に転入してきた外国人がいた場合、一律に3年を超えて岸和田に住まなければ住民投票資格が付与されないとするのではなく、もともと日本にいたような人については、岸和田市での在住期間をもう少し短く考えてあげてもいいのではないか。

住民投票条例ができてから、住民投票は1度も行われていないが、今後もし投票が行われるようになったときに、これだけ国際化してきている現代社会の中で、3年も住まないと資格がないというのは少し疑問に思う。

#### <事務局>

「引き続き3年を超えて」の3年を定めた背景については、出入国管理及び難民認定法によって、在留期間というのが活動内容によってそれぞれ定められているが、条例制定当時、その期間は最大3年を超えることができないものであった。平成21年に法律が一部改正されており、現在は最大5年を超えることができないとなっている。

在留期間を超えて引き続き日本に滞在するためには、期間が切れる前に更新手続きを行う必要がある。3年を超えて日本に住んでいる場合、最低でも1度は在留更新手続きを行っていることになる。3年という期間は、日本への滞在意思を確認できるひとつのポイントと考えることができる。

また、日本に3年を超えて住んでいれば、日本の風土や文化、慣習に触れて、日本と密接な関係を持ち、地方の問題についても日本人とともに考えていけるだけの知識も身につけているであろうということからも、当初「日本に3年」という規定が置かれたという背景がある。

#### <委員>

一概にどれぐらいの期間がいいとは決められないと思う。また、なぜ1年にしたのか、2年にしたのかなど、明確な理由が必要になってくると思う。在住要件を本市のみにすることについては賛成である。

#### <委員>

例えば、海外から初めて日本に入国し、直接岸和田に国外転入した人と、他市を経由して入国から数年経ってから岸和田に転入した人とは、日本文化等に対する習熟度合いは違う。そういう区別のつけ方はできるのか。本市に一定以上住んでいる人と日本に一定以上住んでいる人、どちらにも資格を付与できるような規定はどうか。

#### <事務局>

在住要件に本市以外の在住期間を含めてしまうと、公用請求が必要になってしまい、課題への解決につながらない。

「本市に〇年」という案について、ご異議・ご異論がないということをお聞かせいただいたので、次回の委員会にて、さまざまな年数条件と有資格者の件数の比較などもお示しするなどして、具体的に議論できればと思う。最終的に委員会として年数の結論を求めるかどうかは別だと考えている。

#### ●次回の開催日程

9月20日（木）13：30～15：30